

協議項目第 2 1 - 号

各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱いについて

各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 1 月 2 2 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱いについて
1 . 新町において、高齢者福祉計画を策定し、高齢者福祉の向上を図るため、サービス事業の充実に努めるものとする。
2 . 国又は県等の制度に基づいて実施している事業は、現行のとおり新町に引き継ぐことを基本に調整するものとする。
3 . 町村独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、均衡が図れるよう合併時に調整するものとする。



平成 1 6 年 1 月 2 2 日確認

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業
調整方針	1. 新町において、高齢者福祉計画を策定し、高齢者福祉の向上を図るため、サービス事業の充実に努めるものとする。 2. 国又は県等の制度に基づいて実施している事業は、現行のとおり新町に引き継ぐことを基本に調整するものとする。 3. 町村独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、均衡が図れるよう合併時に調整するものとする。		

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
長寿者褒章	<b>【敬老事業記念品】</b> 対象者 88歳者 数え100歳者 表彰者 88歳者 記念品 (4,000円相当) 数え100歳者 記念品 祝い状 額縁 (30,000円相当)	<b>【敬老事業記念品】</b> 対象者 3,000円相当 海光園入所者は、海光園に負担金として 新敬老者 陶器(陶芸部) 出席者 鶴亀饅頭 表彰者 100歳者 祝い品10,000円相当 米寿者 陶器(陶芸部) 5,000円相当	<b>【敬老事業記念品】</b> 対象者 1,050円相当の記念品 表彰者 祝い(額付) 100歳到達者 陶器製肖像画400千円程度 最高齢者 記念品6,300円程度 90歳者 記念品2,625円程度 米寿者 記念品(銀杯) 4,200円程度 80歳以上夫婦記念品 3,150円程度 金婚夫婦 記念品4,725円程度	<b>【敬老事業記念品】</b> 対象者 記念品 表彰者 88歳者 記念品(毛布) 80歳者 記念品(毛布) 数え100歳 祝い状、額縁、記念品	合併後に再編 新町において調整する。 再編時期:H17年度 表彰: 米寿者 5,000円程度 90歳 8,000円程度 100歳以上 30,000円程度 表彰内容 記念品贈呈
配食サービス	<b>【概要】</b> 食事の調理等が十分にできない老人等に対し、栄養のバランスのとれた食事を提供することにより、健康維持安否の確保、孤独感の解消等を図る。  <b>【事業の委託】</b> 弓削町社会福祉協議会が実施  <b>【対象者】</b> 75歳以上の高齢者世帯  <b>【配食日】</b> 第2・4火曜日  <b>【利用者負担】</b> 1食当たり 400円(昼食)  <b>【経費負担】</b> 社協単独費	<b>【概要】</b> 食事の調理等が十分にできない老人等に対し、栄養のバランスのとれた食事を提供することにより、健康維持安否の確保、孤独感の解消等を図る。 ・食の自立支援事業(16年度から実施)  <b>【事業の委託】</b> 生名村社会福祉協議会  <b>【対象者】</b> 65歳以上の独り暮らしの者 高齢者のみの世帯の場合80歳以上 親子二人暮らしの80歳以上の者 同一敷地内に子ども世帯のない者  <b>【配食日】</b> 毎週水曜日  <b>【利用者負担】</b> 1食当たり 400円(夕食)  <b>【経費負担】</b> 補助対象経費のうち県3/4、村1/4	<b>【概要】</b> 定期的な居宅に訪問し、栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を実施。  ・食の自立支援事業(16年度から実施)  <b>【事業の委託】</b> 岩城村社会福祉協議会  <b>【対象者】</b> おおむね65歳以上の単身及び高齢者世帯で調理が困難な者  <b>【配食日】</b> 月・水・金曜日  <b>【利用者負担】</b> 1食当たり 600円(昼食)  <b>【経費負担】</b> 補助対象経費のうち県3/4、村1/4	<b>【概要】</b> 栄養のバランスの取れた食事を村のヘルパーが居宅に訪問して定期的に提供するとともに、利用者の安否を確認し、健康状態に異常があるとき等は、関係機関への連絡調整を行う。  <b>【事業の委託】</b> 因島市の業者  <b>【対象者】</b> 65歳以上の単身世帯、70歳以上の高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者であって、老衰、心身障害及び傷病等の理由により食事の調理が困難な者  <b>【配食日】</b> 火・木曜日  <b>【利用者負担】</b> 1食当たり 300円(昼食)  <b>【経費負担】</b> 村単独費	合併後に再編 合併年度は、現行のとおりとし、平成17年度から社協委託とする。 ・利用者:岩城村のとおり ・配食日:週2回 ・利用者負担:1食当たり400円 ・経費負担 :補助対象経費のうち 県3/4、町1/4
生きがい活動支援通所事業	<b>【事業の目的】</b> 介護の対象にならない、家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある在宅の高齢者に対し、デイサービス事業を実施することにより、当該高齢者の自立生活の助長、社会的孤立感の解消及び要介護状態になることの予防を図ることを目的とする。	同左	同左	<b>【事業の目的】</b> 毎週3回(月・水・金)生きがい活動援助員を配置し、利用対象者のニーズ及び身体の状況に応じ、きめ細やかなサービスを提供する。	合併後に再編 現行のとおり(直営及び社協委託)新町に引き継ぐことを基本とし、平成17年度から次のとおり統一する。 ・利用者:岩城村のとおり ・利用料金 :1日当たり 1,000円 ・開所日 :月曜日～金曜日 ・利用時間 :10:00～15:00

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業
調整方針			

区分	現 況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
	<p>【サービス内容】 給食サービス、入浴サービス、日常動作訓練、趣味創作活動等</p> <p>【対象者】 比較的元気な概ね60歳以上の独り暮らしや老人等で、家に閉じこもりがちな者</p> <p>【事業の委託】 直営</p> <p>【開所日】 月曜から金曜日</p> <p>【利用料】 1日当たり 1,000円</p> <p>【経費負担】 補助対象経費のうち県3/4、町1/4</p>	<p>【サービス内容】 生活指導、健康状態の確認、日常動作訓練、入浴サービス、給食サービス、送迎等</p> <p>【対象者】 60歳以上の独り暮らしの者、高齢者等で家に閉じこもりがちな者及び虚弱なもので介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項及び第4項に該当しない者</p> <p>【事業の委託】 生名村社会福祉協議会</p> <p>【開所日】 月曜から金曜日</p> <p>【利用料】 1日当たり 1,100円</p> <p>【経費負担】 補助対象経費のうち県3/4、村1/4</p>	<p>【サービス内容】 同 左</p> <p>【対象者】 おおむね60歳以上の要介護老人で介護保険に該当しないもの</p> <p>【事業の委託】 岩城村社会福祉協議会</p> <p>【開所日】 火・水・木曜日</p> <p>【利用料】 1日当たり 1,000円</p> <p>【経費負担】 同 左</p>	<p>【サービス内容】 給食サービス、入浴サービス、日常動作訓練、健康チェック等</p> <p>【対象者】 弓削町と同じ</p> <p>【事業の委託】 直営</p> <p>【開所日】 月・水・金曜日</p> <p>【利用料】 1日当たり 700円</p> <p>【経費負担】 同 左</p>	
家族介護用品の支給	<p>【目的】 在宅高齢者を介護している家族に対し介護用品を給付し、在宅介護を支援することを目的とする。</p> <p>【対象者】 要介護認定において要介護4又は5と判定された市町村民税非課税世帯の在宅高齢者 要介護認定において要介護1から3又は要支援と判定された者のうち、常時対象の介護用品を使用している市町村民税非課税世帯の在宅高齢者</p> <p>【支給用品】 紙おむつ・紙パンツ、尿とりパット、使い捨て手袋、お尻拭き、清拭剤、ドライシャンプー等</p> <p>【経費負担】 補助対象経費のうち県3/4、町1/4</p>	<p>【目的】 在宅で高齢者を介護している家族に対し、各サービスを提供することにより、高齢者を介護している家族の身体的、精神的及び経済的負担を軽減し、要介護高齢者の在宅生活の支援を図ることを目的とする。</p> <p>【対象者】 介護保険の認定結果が要介護4又は5である在宅高齢者を介護している家族 村民税非課税世帯の者 介護保険料の未納がない者</p> <p>【支給用品】 同 左</p> <p>【経費負担】 補助対象経費のうち県3/4、村1/4</p>	<p>【目的】 寝たきり等身体上等の障害があって日常生活を営むのに支障がある高齢者等を介護している家族等に対し、介護用品を支給することにより、在宅介護における家族の経済的負担軽減を図る。</p> <p>【対象者】 次のいずれかに該当する要介護者と同居し、現に介護している家族 介護保険の要介護4又は5と認定された村民税非課税世帯の在宅高齢者</p> <p>【支給用品】 同 左</p> <p>【経費負担】 同 左</p>	<p>【目的】 未実施</p>	合併後に統合 弓削町の例による。ただし、合併年度は、現行のとおりとする。
緊急通報システム	<p>【目的】 独り暮らしや夫婦世帯の要介護老人の急病や災害時等の緊急時に迅速かつ適切に対応を図るため、体制等の整備をし、その福祉の推進に資することを目的とする。</p>	<p>【目的】 独り暮らし等の高齢者に対して、緊急生活用具を給付又は貸与により、日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資する。</p>	<p>【目的】 独り暮らし老人等の事故防止及び介護家族の肉体的、精神的負担を軽減することを目的とする。</p>	<p>【目的】 在宅の独り暮らし老人の安全の確保と福祉の増進のためNEC緊急通報システム(おとなりさんシステム)を給付する。</p>	合併後に統合 弓削町の例による。ただし、合併年度は、現行のとおりとする。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業
調整方針			

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
	<p>【内容】 緊急通報装置の給貸与 緊急時に対応するための対象者・協力員・島部消防・行政機関・民生委員・ボランティア等の連携ネットワークの確立 給貸与した緊急通報装置の定期的な保守点検</p> <p>【装置】 ツーホーシステム24</p> <p>【対象者】 おおむね65歳以上の一人暮らし及び夫婦世帯の要援護老人</p> <p>【個人負担】 所得に応じ、段階的負担</p> <p>【経費負担】 補助対象経費のうち県3/4、町1/4</p>	<p>【内容】 緊急通報装置の給貸与 緊急時に対応するための対象者・協力員・行政機関・民生委員</p> <p>【装置】 同 左</p> <p>【対象者】 65歳以上の独居世帯及び高齢者のみの世帯並びにこれに準ずる世帯に属する高齢者</p> <p>【個人負担】 同 左</p> <p>【経費負担】 補助対象経費のうち県3/4、村1/4</p>	<p>【内容】 緊急通報装置の給貸与 緊急時に対応するための対象者・協力員・行政機関・民生委員</p> <p>【装置】 同 左</p> <p>【対象者】 村に住所を有するおおむね65歳以上の者 ・独り暮らしの老人及び高齢者世帯 ・電話を設置している者 ・協力員がおおむね3人確保できる者</p> <p>【個人負担】 同 左</p> <p>【経費負担】 同 左</p>	<p>【内容】 緊急通報装置の給貸与 緊急時に対応するための対象者・協力員・行政機関・民生委員</p> <p>【装置】 NEC緊急通報システム (おとなりさんシステム)</p> <p>【対象者】 65歳以上の独り暮らし老人及び特に必要と認められるもの</p> <p>【個人負担】 同 左</p> <p>【経費負担】 国 1/3、県 1/3、村 1/3</p>	
寝たきり老人等介護手当支給事業	<p>【目的】 居宅において寝たきり老人等を常時介護している者に対し、手当を支給することにより、当該介護者及び寝たきり老人等の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【対象者】 弓削町に住所を有する65歳以上の寝たきり老人等の主たる介護者 居宅において寝たきりの状態が6ヶ月以上継続しているか又は6ヶ月以上継続すると見込まれる者 重度の痴呆状態の者 、 以外で町長が適当と認める者</p> <p>【支給月及び支給額】 年3回(4月・8月・12月) 月額5,000円</p> <p>【経費負担】 県 1/2、町 1/2</p>	<p>【目的】 同 左</p> <p>【対象者】 同 左</p> <p>【支給月及び支給額】 同 左</p> <p>【経費負担】 県 1/2、村 1/2</p>	<p>【目的】 同 左</p> <p>【対象者】 在宅において、寝たきりの状態が6ヶ月以上、若しくは6ヶ月以上寝たきりの状態が続くと見込まれるもの 重度の痴呆の症状が継続している65歳以上の者で、常時介護を必要とするもの</p> <p>【支給月及び支給額】 同 左</p> <p>【経費負担】 同 左</p>	<p>【目的】 同 左</p> <p>【対象者】 次のいずれかに該当する在宅の高齢者を抱える介護者 村内に居住する在宅の65歳以上の者で、6ヶ月以上寝たきり、若しくは6ヶ月以上寝たきりになると見込まれる者 村内に居住する在宅の65歳以上の者で、重度の痴呆症であること</p> <p>【支給月及び支給額】 同 左</p> <p>【経費負担】 同 左</p>	合併時に統合 弓削町の例による。
在宅介護支援事業 (高齢者実態把握事業)	<p>【目的】 高齢者等の心身の状況及びその家族等の状況等を把握し、出来る限り寝たきりの状態にならないように、介護サービス等の利用を行う。</p> <p>【経費負担】 同 左</p>	<p>【目的】 同 左</p>	<p>【目的】 同 左</p>	<p>【目的】 未実施</p>	合併時に統合 弓削町の例による。 魚島村については、地域型在宅介護支援センターで事業実施。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業
調整方針			

区分	現 況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
	<p>【内容】 地域の要援護高齢者及び要援護となるおそれのある高齢者の実態等の把握(家族状況、緊急時の連絡先、健康状態等)を行う。</p> <p>【対象者】 65歳以上の高齢者 要援護高齢者</p> <p>【経費負担】 補助対象経費のうち県3/4、町1/4</p>	<p>【内容】 基本情報:氏名、生年月日、性別、住所、既往歴、家屋の状況、家族の状況 個別情報:障害等の状況</p> <p>【対象者】 同 左</p> <p>【経費負担】 同 左</p>	<p>【内容】 同 左</p> <p>【対象者】 同 左</p> <p>【経費負担】 同 左</p>		
指定通所介護事業所	<p>【目的】 在宅で生活する介護が必要な方に、入浴サービスなどの各種サービスを提供し、社会的孤立感の解消や心身機能の維持向上等を図る。また、介護している家族の身体的・精神的な負担の軽減を図る。</p> <p>【内容】 通所介護計画に沿って、送迎、健康状態の確認、食事の提供、入浴介助、機能訓練、その他必要な介助等を行う。</p> <p>【利用料】 デイサービス[通常利用] 要支援 4,740円/日(474円/日) 要介護1 5,470円/日(547円/日) 要介護2 5,470円/日(547円/日) 要介護3 7,340円/日(734円/日) 要介護4 7,340円/日(734円/日) 要介護5 7,340円/日(734円/日) デイサービス[介護入浴のみ] 要支援 2,320円/日(232円/日) 要介護1 2,680円/日(268円/日) 要介護2 2,680円/日(268円/日) 要介護3 3,600円/日(360円/日) 要介護4 3,600円/日(360円/日) 送迎 片道1回当たり 440円(44円) 入浴 介護浴1回当たり 390円(39円) 特別浴1回当たり 600円(60円) 昼食 1食当たり 390円(39円) 昼食材料 1食当たり 350円:全額自己負担 その他 おむつ代、レクリエーションにかかる費用等は自己負担</p>	<p>【目的】 同 左</p> <p>【内容】 同 左</p> <p>【利用料】 同 左</p> <p>昼食材料 1食当たり 390円:全額自己負担</p> <p>同 左</p>	<p>【目的】 同 左</p> <p>【内容】 同 左</p> <p>【利用料】 同 左</p> <p>昼食材料 1食当たり 300円:全額自己負担</p> <p>同 左</p>	<p>【目的】 魚島村デイサービス指定通所介護事業所は、介護保険法の理念に基づくとともに、高齢者が自立した生活を送れるよう、老化に伴い介護が必要な者に対して、通所による介護サービスを通して、支援することを目的とする。</p> <p>【内容】 生活指導、機能訓練、健康チェック、送迎、入浴、食事等</p> <p>【利用料】 同 左</p> <p>昼食材料 1食当たり 200円:全額自己負担</p> <p>同 左</p>	<p>存続 現行のとおりとする。 ただし、昼食材料費については、合併時に統一できるよう関係団体と協議し検討する。</p>

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業
調整方針			

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
高齢者生活福祉センター生活援助員設置事業 (生活支援ハウス運営事業)	<p>( )は介護保険適用時自己負担額</p> <p>【事業の主体等】 弓削町</p> <p>【目的】 高浜荘2階の高齢者居住部門で、独り暮らし又は家族等の援助を受けることが困難な要介護・要支援認定が必要までのお年寄りに対して、必要に応じて住居を提供する。利用者に対し、生活援助員が各相談、助言を行うとともに緊急時の対応を行う。</p> <p>【対象者】 独り暮らし又は夫婦のみの世帯で高齢等のため独立して生活することに不安のある人</p> <p>【利用料】 対象収入階層による段階負担 0円～50,000円/月(14階層)</p> <p>【経費負担】 補助対象経費のうち県3/4、町1/4</p>	<p>【事業の主体等】 生名村社会福祉協議会 未実施</p>	<p>【事業の主体等】 岩城村社会福祉協議会</p> <p>【目的】 高齢者等のため居宅において生活することに不安のある者に対し、居宅を提供し、各種相談、助言を行う。  (高齢者生活福祉センター相談協力員)</p> <p>【対象者】 村内に住所を有する原則60歳以上の独り暮らしのもの、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難なものであって、高齢のため独立して生活することに不安のあるもの</p> <p>【利用料】 対象収入階層による段階負担 0円～50,000円/月(14階層)</p> <p>【経費負担】 補助対象経費のうち県3/4、村1/4</p>	<p>【事業の主体等】 魚島村 未実施</p>	<p>合併時に統合 弓削町の例による。</p>
指定居宅介護支援事業所	<p>【目的】 事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供する。</p> <p>【内容】 利用者が居住サービスを適切に利用できるように利用者の心身の状況、置かれている環境や利用者及びその家族の希望等を考慮して居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、かつ、居宅サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行う居宅介護支援(ケアマネージメント)を行う。</p> <p>【事業の主体等】 弓削町</p>	<p>【目的】 同 左</p> <p>【内容】 同 左</p> <p>【事業の主体等】 生名村</p>	<p>【目的】 同 左</p> <p>【内容】 同 左</p> <p>【事業の主体等】 岩城村社会福祉協議会</p>	<p>未実施</p>	<p>存続 現行のとおりとする。</p>
指定訪問介護事業所	<p>【目的】 指定訪問介護は、介護保険法令に基づき、利用者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、サービスを提</p>	<p>【目的】 同 左</p>	<p>【目的】 同 左</p>	<p>【目的】 指定訪問介護は、介護保険法令に基づき、利用者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、サービスを提</p>	<p>存続 現行のとおりとする。</p>

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業
調整方針			

区分	現況				調整内容
	弓削町	生名村	岩城村	魚島村	
	<p>提供する。</p> <p>【内容】 身体介護 入浴介助、排泄介助、食事介助 体位変換、通院介助 家事援助 調理、洗濯、掃除、買物</p> <p>【事業の主体等】 弓削町社会福祉協議会</p>	<p>【内容】 同 左</p> <p>【事業の主体等】 生名村</p>	<p>【内容】 同 左</p> <p>【事業の主体等】 岩城村社会福祉協議会</p>	<p>提供する。</p> <p>【内容】 身体介護 入浴介助、排泄介助、食事介助、 体位変換、通院介助 家事援助 調理、洗濯、掃除、買物</p> <p>【事業の主体等】 魚島村</p>	
在宅介護支援センター	<p>【名称】 弓削町在宅介護支援センター (基幹型)</p> <p>【目的】 町内に居住する在宅の寝たきり等高齢者及びその介護者に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、それらのニーズに対応した各種の保健、福祉サービスが総合的に受けられるように、関係行政機関、サービス事業者等との連絡調整等の便宜を供与し、もって、地域の要介護高齢者及び要介護となるおそれのある高齢者並びにその家族等の福祉の向上を図る。</p>	<p>【名称】 生名村在宅介護支援センター (地域型)</p> <p>【目的】 在宅の要介護老人の介護者等に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、地域の要介護老人及びその家族の福祉の向上を図る。</p>	<p>【名称】 岩城村在宅介護支援センター (基幹型)</p> <p>【目的】 在宅の要介護老人の介護者に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、それらのニーズに対応した各種の保健、福祉サービスが総合的に受けられるように、関係行政機関、サービス実施機関等との連絡調整等の便宜を供与し、もって地域の要介護老人及びその家族等の福祉の向上を図る。</p>	未設置	合併時に再編 基幹型を1箇所、地域型を3箇所とし直営の弓削町を基幹型とする。
老人クラブ活動等補助金	<p>【概要】 町老人クラブ連合会の活動の活性化を経済面で支援することを目的に、活動計画、予算等を審議した上で助成を行っている。</p> <p>【対象者】 弓削町老人クラブ連合会</p> <p>【活動内容】 ・軽スポーツの普及促進 ・次世代交流促進 ・社会奉仕活動 ・指導者育成事業 ・広報、加入促進事業</p> <p>【補助金額】 平成14年度実績 1,049,000円</p>	<p>【概要】 村老人クラブ連合会の活動の活性化を経済面で支援することを目的に、活動計画、予算等を審議した上で助成を行っている。</p> <p>【対象者】 生名村老人クラブ連合会</p> <p>【活動内容】 ・地域交流(保育所、小学校) ・研修会等の文化活動 ・地域の清掃等の奉仕活動 ・県、郡への活動の参加</p> <p>【補助金額】 平成14年度実績 400,000円</p>	<p>【概要】 同 左</p> <p>【対象者】 岩城村老人クラブ連合会</p> <p>【活動内容】 ・スポーツ活動(小学生) ・研修会等の文化活動 ・地域の清掃等の奉仕活動 ・県、郡への活動の参加</p> <p>【補助金額】 平成14年度実績 360,000円</p>	<p>【概要】 同 左</p> <p>【対象者】 魚島村老人クラブ連合会</p> <p>【活動内容】 ・健康づくり活動 ・研修会等の文化活動 ・地域の清掃等の奉仕活動 ・県、郡への活動の参加</p> <p>【補助金額】 平成14年度実績 150,000円</p>	合併後に再編 合併年度は、現行のとおりとし、平成17年度は、平成14年度の実績合計額を新町老人クラブ連合会へ交付する。
敬老事業	<p>【目的】 老人福祉法第5条の趣旨により高齢者の健康と長寿を祝い、且つ高齢者を敬うことを目的とする。</p> <p>【事業概要】 対象者：町内在住者、満70歳以上の者 基準日：12月末現在 実施月：9月の老人週間前後</p>	<p>【目的】 長い人生を社会や家庭のために働かれた老人のご苦労に感謝して長寿を祝うことを目的とする。</p> <p>【事業概要】 実施日：平成14年9月7日 内容：生名小屋内運動場で午前11時より式典及びアトラクション</p>	<p>【目的】 同 左</p> <p>【事業概要】 実施日：毎年9月15日 内容：岩城村開発センターで午前11時より式典及び会食・アトラクション</p>	<p>【目的】 同 左</p> <p>【事業概要】 実施日：平成14年9月11日 内容：高井神地区：公民館で午前11時より式典及びアトラク</p>	合併後に再編 合併年度は、現行のとおりとし、平成17年度から次のとおりとする。 ・対象者：75歳以上(年度毎) ・実施日：9月の老人週間前後 ・経費：記念品を含め3,000円/人 ・内容：式典、アトラクション、会食各地域で実施

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業
調整方針			

区分	現況			調整内容	
	弓削町	生名村	岩城村 魚島村		
	<p>内容:(1)式典 数え100歳以上、米寿者へ 祝品贈呈 (2)演芸 隔年ごとに地元有志とブ 口芸人で実施 (3)出席者配布品 町特産品、軽食(地元団体) 木工品 (4)欠席者記念品 町特産品 場所:町民体育館</p>	<p>記念品(平成14年度) ・100歳～対象者なし ・88歳～県知事よりの木杯 5,000円相当の陶器 ・新敬老者～陶器 ・対象者～3,000円相当の陶器 ・海光園～対象者分を負担金とし て支出 ・出席者～鶴亀饅頭 交流及びアトラクション ・弁当(婦人会)持ち帰りなし ・芸能交流～保育園、婦人会 社協芸能部 対象者 ・村内在住者、満75歳以上の者 基準日は、昭和2年9月15日 以前に生まれた者 ・339名(内海光園50名) 経費 平成14年度実績～3,566,284円 (内敬老祝金1,980,000円)</p>	<p>記念品:村より招待者に記念品 (1,050円程度) 表彰者に記念品と祝詞 最高齢者、米寿者、90歳 金夫婦、80歳以上夫婦 (百歳到達者:記念品肖像画 400千円・祝詞) 【対象者】 村内在住者で75歳以上とし、基準は 昭和3年4月1日以前に生まれた者 平成14年度 358名(参加者204名)</p>	<p>シヨン 魚島地区 :開発センターで午前 11時30分より式典及 びアトラクション 記念品:村より対象者全員に記念品 及び以下 80歳 毛布 88歳 毛布 【対象者】 村内在住者で75歳以上 平成14年度 78名</p>	

上島合併協議会 調整方針（資料）

協議事項	21 - 各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業
調整方針	資 料		

高齢者福祉事業の取扱いに関する法令	先 進 事 例
<p><b>【老人福祉法】</b></p> <p>（目的）</p> <p><b>第一条</b> この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする。</p> <p>（基本的理念）</p> <p><b>第二条</b> 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを有する健全で安らかな生活を保障されるものとする。</p> <p><b>第三条</b> 老人は、老齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、又は、その知識と経験を活用して、社会的活動に参加するように努めるものとする。</p> <p>2 老人は、その希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとする。</p> <p>（老人福祉増進の責務）</p> <p><b>第四条</b> 国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、老人の福祉に係るある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前二条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。</p> <p>3 老人の生活に直接影響を及ぼす事業を営む者は、その事業の運営に当たっては、老人の福祉が増進されるように努めなければならない。</p>	<p>さいたま市 &lt;H13.5.1合併&gt;</p> <p style="text-align: right;">〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕</p> <p>高齢者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。</p> <p>老人保健福祉計画を新たに再編し、保健福祉制度の充実に努めるものとする。</p> <p>高野北地域合併協議会 &lt;H16.3.31合併予定&gt;</p> <p style="text-align: right;">〔高知県 吾川郡 池川町、吾川村、高岡郡 佐川町、越知町、仁淀村〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 敬老年金、敬老祝金、金婚式記念品、ダイヤモンド婚記念品、敬老会への補助については、合併時に統合して実施する。</li> <li>2 介護保険外の高齢者福祉サービスについては、国、県が定める事業については、合併時に統合し引き続き実施する。</li> <li>3 各町村単独事業の制度については、従来の実績等を尊重しつつ、新しいまちにおいて調整するものとする。</li> </ol> <p>宇摩合併協議会 &lt;四国中央市；H16.4.1合併予定&gt;</p> <p style="text-align: right;">〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕</p> <p>国及び県の制度に基づく事業については、合併後も従前のとおりとする。</p> <p>市町村単独事業については、現行のサービスを基礎とし、新市において統一した取扱いとなるよう調整する。</p> <p>高齢者年金については、合併後、当面の間は満年齢80歳以上の方に年額8,000円を支給する。ただし、高齢化社会の進展及び介護保険制度の普及等に対応し、随時制度を見直し、一律的な支給形態から焦点を絞った福祉サービスへと移行するものとする。</p> <p>敬老会については、75歳以上を対象とし、小学校区又は公民館単位で実施し、表彰対象者、記念品等は統一する。</p>
先 進 事 例	
<p>西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会 &lt;H16.11.1合併予定&gt;</p> <p style="text-align: right;">〔愛媛県 西条市、東予市、周桑郡 丹原町、小松町〕</p> <p>1 高齢者福祉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 高齢者保健福祉計画については、新市移行後速やかに統一した計画を策定する。</li> <li>(2) 生きがい活動支援通所事業については、新市移行後速やかに調整する。</li> <li>(3) 介護用品支給事業の実施方法については、西条市、小松町の例により調整する。事業内容については、小松町の例により調整する。利用対象者については、在宅の要介護1～5に認定された介護保険の被保険者又は6か月以上の寝たきり者等であって、おむつ等を必要とする者とする。</li> <li>(4) 高齢者タクシー料金助成事業については、西条市の例により調整する。</li> <li>(5) 激励介護事業については、西条市の例により調整する。</li> <li>(6) 長寿者等褒章事業については、西条市の例により調整する。金婚夫婦表彰については、敬老会で実施するものとして調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</li> <li>(7) 敬老祝金支給事業については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</li> <li>(8) 敬老会の実施方法については、西条市の例により調整する。対象者については、西条市、東予市の例により調整する。実施時期については、敬老月間中に開催することとして調整する。88歳以上の記念品については、西条市の例により、金婚記念品については、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</li> </ol>	<p>南宇和合併協議会 &lt;愛南町；H16.10.1合併予定&gt;</p> <p style="text-align: right;">〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕</p> <p>高齢者福祉業務については、原則として合併時に統一するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 5町村同一の事務処理をしているものは、現行のまま引き継ぐものとする。</li> <li>(2) 1町村のみの実施業務は従来の実績を考慮し、その制度の目的が効果的に達成されるよう調整し努めるものとする。</li> <li>(3) 他の制度が活用できるものについては、廃止の方向で検討する。</li> </ol>